

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年11月19日～2020年11月25日)

令和2年(2020年)11月27日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 ピンカス国立衛生検査官の辞任 モラヴィエツキ首相による今後数週間における新型コロナウイルス感染症対策方針の発表 コワコフスキ下院議員の会派「法と正義」離脱 モラヴィエツキ首相によるEU予算と「法の支配コンディショナリティ」に関する下院演説 ラウ外相とブロック・オランダ外相会談の実施 モラヴィエツキ首相の欧州理事会ビデオ会合への出席 EU予算に関する下院決議の議決 ラウ外相のEU外相非公式ビデオ会合への出席 三海域イニシアティブ(3SI)に関する米国議会下院決議に関するモスバカー駐ポーランド米国大使の発言 ラウ外相と駐ポーランドEU加盟国大使との協議の実施 ポーランド・ジョージア外相会談の実施 米陸軍第5軍団司令部前方指揮所の創設式 軍による新型コロナウイルス感染症対策支援の状況 EU国防相会議 ポーランドのEU離脱(Polexit)に関する外務副大臣の発言 ラウ外相とオスマニ北マケドニア外相との会談 ワルシャワ軍事工科大学にサイバーセキュリティ訓練センターを開設 アンジェイチャク統合参謀長、エストニア軍参謀長と会談 EU予算に関する上院決議の議決 ロシアによるスモレンスク近郊での政府専用機墜落事故に関する要請 EU予算に関するフォン・デア・ライエン欧州委員長の発言								【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救済の根拠となります。 問合せ先:大使館領事部 電話:26965005 Fax:5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 ワルシャワ市内の幼稚園に対して爆破メール 資金洗浄に関与した組織犯罪集団のトップを拘束 人工妊娠中絶に関連する抗議デモが継続 保健省が新型コロナウイルス感染症に関するHPを新たに開設								
経済 ポーランドにおける高病原性鳥インフルエンザの発生 ベラルーシ人等の就労促進に向けた動き 外国人の医師・看護師雇用に関する規制緩和に対する看護師労働組合の反応 10月の失業率 ファーウェイ・ポーランドとコズミンスキ大学によるICTアカデミーの立ち上げ グダンスクへの熱電併給プラント建設 ガス政策関連動向 米国との原子力協力の見通し ガスパイプライン建設見通し								

大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ) 文化行事・大使館関連行事	
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	
政	治
内	政

ピンカス国立衛生検査官の辞任【20日】

20日、ミュレル政府報道官は、健康上の理由により、ピンカス国立衛生検査官が辞任したと発表した。ピンカス検査官は、衛生当局のトップとして国内の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策を担っており、後任にはサチュカ副検査官が就任する予定である。

モラヴィエツキ首相による今後数週間における新型コロナウイルス感染症対策方針の発表【21日】

21日、モラヴィエツキ首相は記者会見を開催し、国内の感染状況は依然として深刻であるとし、クリスマス期間には移動を行わず、家族での小規模な集まりにとどめるよう呼びかけた。また、同首相は、1月18日頃に最初のワクチンが供給される可能性があり、

政府が既にワクチン配布に向けた準備を進めていると述べた。同首相は、今後数週間の対策方針として、11月28日～12月27日を「責任段階」と位置づけ、現行の制限措置を基本的に維持した上で、11月28日より、最も厳格な衛生条件の下で商業施設における販売及びサービスの提供を再開すると発表した。ただし、レストランの店舗内営業、文化施設、スポーツジム等は引き続き営業停止となる。

コワコフスキ下院議員の会派「法と正義」離脱【24日】

24日、コワコフスキ下院議員は、所属していた与党会派「法と正義」(PiS)を正式に離脱したと発表した。同議員は、PiSの提出した動物保護法改正案に反対姿勢を示しており、今後は無所属議員として活動していく方針を表明している。

外交・安全保障

モラヴィエツキ首相によるEU予算と「法の支配コンディショナリティ」に関する下院演説【18日】

18日、モラヴィエツキ首相は、EU予算の支出に法の支配の遵守を条件づける仕組みである「法の支配コンディショナリティ」に関して下院において演説を行い、同メカニズムは、恣意的かつ政治的基準に基づく裁量による法規範であり受け入れることができないと述べた。

また、同首相は、ポーランドは、全てのEU加盟国の法の下での平等とEU条約の遵守を支持すると述べた上で、我々はEUに対して声を大にしてイエスと言うが、我々を子供のように叱責し、ポーランドと他のEU加盟国を不平等に扱うメカニズムには声を大にしてノーと言うと強調した。さらに、同首相は、EU加盟国の財政モデルや司法等における多様性は尊重されなければならないと述べたほか、強く繁栄した欧州と強い欧州の中の強いポーランドを支持すると強調した。

同演説を受けて、野党のブトウカ市民プラットフォーム(PO)党首は、首相の反欧州的な態度はポーランドのEU離脱へと繋がるものであると批判した。また、同党首は、首相は、ジョブロ法相に恥をかかされたために国益に反する反欧州的なレトリックを使い始めたと指摘し、社会の福利よりも政治的な自己保身に走っていると述べた。ジョブロ法相は、先日、モラヴィエツキ首相がEU予算の拒否権発動できなかった場合、それは同首相に対する信頼の完全な喪失を意味すると述べていた。

ラウ外相とブロック・オランダ外相会談の実施【18日】

18日、ラウ外相は、ブロック・オランダ外相と電話会談を行い、オランダにおけるポーランド人短期労働者の問題及びポーランドの領事業務の拡大等について議論した。ラウ外相は、現在交渉中のEUの次期多年度財政枠組について、ポーランドは、7月の欧州理事会の妥協を維持しつつ可及的速やかな

予算の合意を支持していると述べた。また、両外相は、常設的な両国の専門家協力メカニズムであるユトレヒト会議のビデオ会合形式による第30回会合の開会を行った。

モラヴィエツキ首相の欧州理事会ビデオ会合への出席【19日】

19日、モラヴィエツキ首相は、ビデオ会合形式で開催された欧州理事会に出席し、EU予算及び新型コロナウイルス感染症対策について議論した。同会合は約15分間の短時間の開催となった。モラヴィエツキ首相は、ポーランドのEU予算と「法の支配コンディショナリティ」に対する立場について改めて表明した。オルバーン・ハンガリー首相及びヤンチャ・スロベニア首相もそれぞれ自国の立場について述べた。EU予算については、12月の対面での欧州理事会において改めて議論される予定である。

同会談後、メルケル独首相は、ハンガリー及びポーランドと対話を続ける必要があると述べ、EU予算についてはコンセンサスがあるが、法の支配メカニズムにはコンセンサスがないと認めた。また、同首相は、ドイツはあらゆる選択肢を検討することを約束すると述べた。

EU予算に関する下院決議の議決【19日】

19日、下院は、全てのEU加盟国政府に対してEU条約及び7月の欧州理事会の結論に適合的な形でEU予算を合意することを求める決議を賛成236対反対209対棄権1で可決した。同決議は、与党「法と正義」(PiS)によって提案されていた。同決議は、EU条約上の権利がEU加盟国に保障されることを求めるとともに、欧州委員会の裁量によりEU予算の支出がブロックされるという不明確かつバイアスのかかった規則を含むいかなる提案も拒絶することを宣言している。

同決議について、野党のニトラス「市民連立」(KO)副院内総務は、政府の政策の長期的な影響はポーランドのEU離脱であると述べた。また、「左派」のシェイナ議員は、与党の法の支配に対する抵抗は、ポーランド国民及び経済を真に害するものであるとコメントした。

また、同日、野党が提案した政府に対してEUの予算の合意を求める決議案は3本全て否決された。

ラウ外相のEU外相非公式ビデオ会合への出席【19日】

19日、ラウ外相は、EU外相非公式ビデオ会合に出席し、パレスチナ情勢、米国大統領選挙、ベラルーシ情勢、ナゴルノ＝カラバフ情勢、東地中海問題、モルドバ大統領選挙等について議論した。

ベラルーシ情勢について、ラウ外相は、最近のミンスクにおける抗議活動者の死亡について言及し、EUに対して適切かつ迅速な対応を求めた。また、同

外相は、先日、欧州理事会に対してポーランドが提案した「民主的なベラルーシのための経済プラン」が早急に欧州委員会において議論されることについて期待を表明した。米大統領選挙について、ラウ外相は、米国は、EUと価値を共有するグローバル・パートナーであり、安全保障の観点も含め新政権とも良好な協力関係を期待したいと述べた上で、最も重要な課題である新型コロナウイルス感染症対策と経済復興について集中しなければならないと強調した。パレスチナ問題について、同外相は、イスラエルとアラブ諸国の国交樹立及びイスラエルによるパレスチナ併合計画の停止を歓迎すると述べ、イスラエルとパレスチナの二国家解決に基づく和平プロセスの再開を望むと強調した。

三海域イニシアティブ(3SI)に関する米国議会下院決議に関するモスバカー駐ポーランド米国大使の発言【19日】

19日、モスバカー駐ポーランド米国大使は、18日に米国議会下院が三海域イニシアティブ(3SI)を支持する決議を超党派で議決したことについてツイートし、米国は、中・東欧地域のエネルギー独立及びインフラ連結性を目標とする3SIへの強力な擁護者であると強調した。

同決議は、中・東欧地域における国境を超えたインフラ開発を加速化させるために3SIの支持を表明している。また、同決議は、米国議会による支持は、ロシア及び中国の悪影響のない統合かつ繁栄した欧州というビジョンを完結させるための重要なステップであると宣言している。また、ロシアとの関係においては、中・東欧地域における不十分なインフラ開発が同地域の国々のロシアへの過剰な依存を引き起こしていると指摘し、ロシア政府は、エネルギー供給を含むハイブリッドな手段により、欧州における民主主義と自由を弱体化することを目論んでいると強調している。

ラウ外相と駐ポーランドEU加盟国大使との協議の実施【20日】

20日、ラウ外相は、駐ポーランドEU加盟国大使との協議に出席した。同会合は、6か月ごとのEU議長国である大使館が主催するもので、今回は、ビデオ会合形式でドイツが主催した。ラウ外相は、ドイツ議長国下におけるEUの外交・安全保障政策における米国、NATO諸国、中国との関係について議論した。

また、同会合では、東方パートナーシップやEU拡大、ロシアとの関係を含むEUの近隣政策についても議論された。ラウ外相は、主要な国際的課題としてベラルーシ及びウクライナ情勢、ナゴルノ＝カラバフ紛争、東地中海問題について言及した。また、同外相は、三海域イニシアティブやワイマール・トライアングル及びブルリン・トライアングルといった地域協力の重要性について強調した。さらに、同会合ではE

Uの次期多年度財政枠組及び欧州復興基金についても議論された。

ポーランド・ジョージア外相会談の実施【20日】

20日、ラウ外相は、ザルカリアニ・ジョージア外相と電話で会談を行い、両国の強力な友好関係が継続していくことを望むと述べた。また、同外相は、10月31日に行われたジョージア議会選挙における与党の勝利に祝意を述べるとともに、野党により表明された懸念について言及し、決選投票に向けて不正や違反について調査することで、選挙プロセスにおける市民の信頼回復が極めて重要であると述べた。

両外相は、二国間関係の重要性について言及し、ジョージアの社会的・経済的発展及び安全保障の確保の観点からEU及びNATOの関与を強化していく必要性についても議論した。ラウ外相は、ジョージアの独立と領土保全に対する支持を強調し、ジョージアの改革プロセス及び同国のEU及びNATOへの願望の支援の継続を保証した。

米陸軍第5軍団司令部前方指揮所の創設式【20日】

20日、ポズナンにおいて、米国との強化防衛協力合意に基づく米陸軍第5軍団司令部前方指揮所の創設式が行われた。同式には、ブワシュチャク国防相が出席し、ポーランドと米国との協力強化は、自国及びNATO加盟国の安全保障の強化に寄与すると述べた。同式には、モスバカー駐ポーランド米国大使及びテレンス・マッケンリック第5軍団副団長も出席した。同軍団の主要な役割は、ポーランドに展開する米軍部隊を統合するとともに、ポーランド軍との協力を促進・調和させることである。同副団長は、ポーランドにおける米軍プレゼンスの重要性に言及し、同軍団司令部前方指揮所が地域の安全と安定に寄与すると述べた。

軍による新型コロナウイルス感染症対策支援の状況【20日】

軍は、約10,000名規模の態勢で新型コロナウイルス感染症対策を支援している。約800の病院施設、145の衛生疫学ステーション及び17の地域献血・治療センターを支援するとともに、約300の検査チームを運用し、28の社会介護ホームを支援支援している。

EU国防相会議【20日】

20日、EU国防相ビデオ会議が開催され、オチェパ国防副大臣が出席した。同会議では、軍事協力枠組み(PESCO)、安全保障及び防衛のためのEU戦略コンパス、イリニ作戦(東地中海における監視作戦)及びマリ状況について議論が行われた。

ポーランドのEU離脱(Polexit)に関する外務副大臣の発言【23日】

23日、シンコフスキ・ヴェル・センク外務副大臣は、現在交渉中のEU予算へのポーランドの拒否権行使がポーランドのEU離脱へと繋がることの批判に対し、ポーランドのEU離脱は「政治的創作」であり、ポーランドにはEUを離脱する考えはないと強調した。同日、ジェチポスポリタ紙が実施した世論調査によれば、81.1%の回答者がEU離脱への反対を示す結果となった。

ラウ外相とオスマニ北マケドニア外相との会談【24日】

24日、ラウ外相はオスマニ北マケドニア外相と電話会談を行った。ラウ外相は、NATOにおける協力強化や本年2月のペンダロフスキ大統領のポーランド訪問に代表されるように二国間関係が緊密になっていることについて嬉しく思うと述べた。また、ラウ外相は、北マケドニアのEU統合及び環大西洋関係の発展を追求していることに触れ、本年中に政府間会合を実施し、北マケドニアの連合協定交渉を開始することを望むと述べた。また、同外相は、ポーランドのEU加盟への経験を、北マケドニアを含む西バルカン諸国と共有し、政治的な支援を継続していきたいと強調した。

ワルシャワ軍事工科大学にサイバーセキュリティ訓練センターを開設【24日】

24日、ジェチポスポリタ紙は、来年新たなサイバーセキュリティのための機関として、ワルシャワ軍事工科大学にサイバーセキュリティ専門家養成する訓練センターを開設するというブワシュチャク国防相の発言を報じた。同センターは、サイバー空間の活動分野において、兵士及びシビリアン(職員)を訓練するためのものであり、2021年には、約2,500名が同センターで訓練を受けることが計画されている。

アンジェイチャク統合参謀長、エストニア軍参謀長と会談【25日】

25日、エストニア軍参謀長は、アンジェイチャク・ポーランド軍統合参謀長を表敬し、地域的な安全保障状況及び将来の演習を通じた協力について議論を行った。また、二国間の軍事協力及び防衛能力の構築、特に、海軍ミサイル部隊の能力活用について意見交換が行われた。

EU予算に関する上院決議の議決【25日】

25日、上院は、政府に対しEUの次期多年度財政枠組(MFF)及び欧州復興基金を採択するよう求める決議を賛成49対反対48で議決した。同決議は、EU予算に対する拒否権の発動は、ポーランドの経済的、政治的及び戦略的利益に反するものであるとし、政府に対して国益を尊重し、拒否権発動の脅しを止めるよう呼びかけている。

また、同決議は、拒否権の発動は新型コロナウイルス感染症によって引き起こされた経済危機を克服する上で重要な欧州復興基金を含む多大なEU基金をポーランド及び欧州市民から奪うこととなり、ポーランドの国際社会における孤立をさらに深めるものとなると強調している。

ロシアによるスモレンスク近郊での政府専用機墜落事故に関する要請【25日】

25日、ロシア検事総局は、ポーランド司法省に対して、2010年4月10日の露スモレンスク近郊で墜落した政府専用機における故レフ・カチンスキ大統領と兄であるヤロスワフ・カチンスキ副首相の間の通話記録を提供するよう求めたことを明らかにした。同墜落事故では、カチンスキ大統領夫妻と95名の政府職員が死亡した。ロシアのタス通信は、今回の要請は同事故を刑事捜査するための法的な支援を求めるものであると報じた。ポーランド検察は、本件通話記録の存在について否定している。一方で、ウォンチェフスキ元判事が、ガゼタ・ヴィボルチャ紙のインタビューにおいて、通話記録は捜査ファイルに残されており、極秘指定となっている旨発言していた。

EU予算に関するフォン・デア・ライエン欧州委員長の発言【25日】

25日、フォン・デア・ライエン欧州委員長は、現在交渉中のEU予算に対する「法の支配コンディショナリティ」に疑義がある国は、欧州司法裁判所でその適法性について争うべきであると述べた。同委員長は、EUの全加盟国は、7月の欧州理事会において同メカニズムを含めたパッケージでEU予算に合意したと強調し、法的文言について異なる意見がある場合は欧州司法裁判所によって解決されるべきであり、同基金の成立を待っている数百万の欧州市民を犠牲にしてはならないと述べた。

同日、モラヴィエツキ首相は、記者会見において同委員長の提案についてコメントし、採択された法のみが欧州司法裁判所において争うことができるとの見解を示した。また、同首相は、「法の支配コンディショナリティ」は法の明確性の原則に適合的ではないとして改めて反対を表明した。さらに、同首相は、国内法秩序において一般法が憲法を上回ることができないのと同様に、EUの規則や指令といった二次法は、一次法たるEU条約を上回ることとはできないと主張した。

治 安 等

ワルシャワ市内の幼稚園に対して爆破メール【19日】

19日(木)夕方、何者かが、ワルシャワ市南東部ゴツワフに所在する「Promyk Goclawia」幼稚園に対して、同幼稚園に爆発物が仕掛けられているというメールを送信し、警察が出動する事態となった。同幼稚園は、金曜日を休園とし、同園に園児を通園させる保護者にもその旨を連絡した。ワルシャワ首都警察によると、爆発物は発見されなかったという。警察は現在、爆破予告メールを送信した人物の特定を進めているとのことである。

資金洗浄に関与した組織犯罪集団のトップを拘束【20日】

協同組合銀行スキエルニエビツェ支店で10億4,000万ズロチ以上を資金洗浄しようとした組織犯罪集団のトップがオランダ・アムステルダムで逮捕された。当該人物は、国家検察庁による麻薬取引で得た巨額の資金洗浄にかかる捜査において、最重要人物とされている。逮捕された人物は、パナマに在住し、イスラエルとパナマの国籍を有していた。また、同集団にはポーランド人2名と外国人3名が属しているとされる。また、協同組合銀行スキエルニエビツェ支店の口座は、活動実態がない2社の名義で登録されており、国際金融活動でのみ利用されたとみられる。逮捕された人物は、近くオランダからポーランドに送還される見込みである。

人工妊娠中絶に関連する抗議デモが継続【23日】

人工妊娠中絶を許容する現行法規を違憲とした憲法法廷の判決に対する抗議デモが、教育省前で行われた。デモ参加者らは、同省への入り口などを塞ぎ、「中絶に自由を、教育に自由を」などのスローガンを叫んだほか、チャルネク教育・科学大臣が中絶に関する抗議を支持する大学や教師を脅しているなどと非難した上、同大臣の解任を主張した。同デモの最中、当地主要紙の写真報道記者などが警察官に危害を加えたなどとして拘束された。その後、デモ参加者らは、同記者らが拘束されている警察署に移動し、逮捕者の解放を訴えるなどして数時間の間、道路を封鎖した。

保健省が新型コロナウイルス感染症に関するHPを新たに開設【24日】

保健省は、新型コロナウイルス感染症の1日の感染者数について、県別及び郡別に確認することができるHPを新たに開設した。同HPで用いられている統計は、保健省が提供している毎日の感染者情報をベースとしているという。ただし、同HPについては、入院者数や回復者、隔離対象者など各郡の保健当局によって作成される情報が欠けているとの指摘もある。同HPのアドレスは、<https://www.gov.pl/web/koronawirus/wykaz-zarazen-koronawirusem-sars-cov-2>である。

経 済

経済政策

ポーランドにおける高病原性鳥インフルエンザの発生【25日】

25日、ポーランド家畜衛生当局は、ポーランド西部のヴィエルコポルスキエ県ボルシュティンにおいて、高病原性鳥インフルエンザ(H5N8亜型)の発生が確認された旨を発表した。本事例は2020年に入ってから33例目の発生となる。報道によると、発生が確認された養鶏場では93万羽の鶏が飼育されていた。ポーランドでは、2020年上半期に32件の発生が確認されており、2020年3月31日に最後の事例が確認されて以降、初の発生となった。

ベラルーシ人等の就労促進に向けた動き【25日】

開発・労働・技術省が2020年12月1日に施行予定の政令では、ベラルーシ人のうち、人道査証の保有者、看護師・医師及び「Poland Business Harbour」事業(ベラルーシ人のIT専門家やスタートアップ企業のポーランドへの移転を支援する制度)に参加するIT専門家については、労働許可証の取得義務を緩和する内容が含まれているという。なお、2020年1月～10月までの人道査証及び「Poland Business Harbour」事業の下での査証発給件数はそれぞれ1,900件、1,300件であった。また、1

2月に施行予定の新型コロナウイルス感染症対策法では、ベラルーシ人とウクライナ人の医療スタッフがポーランドで働く場合に、資格免許の完全認証を免除すること等が予定されている。人材サービス会社は、両国の約1,500～2,000人の医師及び約2,000～3,000人の看護師・医療従事者がポーランドでの勤務に潜在的な関心を有していると予測している。

外国人の医師・看護師雇用に関する規制緩和に対する看護師労働組合の反応【26日】

26日、下院保健委員会は、コロナ禍において医療従事者を十分に確保できるようにするための修正法案を検討する。同法案には、EU域外国からの医師・看護師の雇用に関する規制緩和が含まれており、資格免許の認証やポーランド語試験への合格等の要件を撤廃すること等が検討されている。看護師労働組合は患者の検診にはポーランド語が必須であるとし、政府は約5,000名いる看護師学校の新卒業生の支援に焦点を当てるべきと主張している(現状では、卒業生の20%しか雇用されていないという)。

マクロ経済動向・統計

10月の失業率【25日】

中央統計局(GUS)によれば、10月の失業率は6.1%(対前月比同)で、10月末時点の登録済み失業者数は101万8,400人となった(9月末時点では102万3,700人)。ポーランド民間経営者連盟(Lewiatan)の専門家は、同発表に関し、労働市場は安定しているものの、完全な営業再開を認められていないセクターに関しては、雇用削減の可能性は除

外できないとした。また、今回のGUSのデータは、新型コロナウイルス感染症の第二波に対する制限措置がビジネス活動に未だそれ程影響を及ぼしていなかった時期を対象としていると指摘した。同専門家によると、10月はポーランド経済の状況は比較的良好であり、ビジネス界は春の損失を取り戻すべく、安定的な労働需要があった。11月以降にポーランドの労働市場の強靱性が試されることになる。

ポーランド産業動向

ファーウェイ・ポーランドとコズミンスキ大学によるICTアカデミーの立ち上げ【20日】

ファーウェイ・ポーランドとコズミンスキ大学はICTアカデミーに関する協力覚書に署名した。同社は、経営・人工知能学部の学生に同社のツール、トレーニングコンテンツ、ウェビナーへのアクセスを提供すると発表した。本件は、サイバーセキュリティマネジメントの大学院課程立ち上げに続く、同社とコズミンスキ大学による2件目の共同事業である。Digital

Poland Foundationの報告書によると、ポーランドの労働力に占めるAIの専門家の割合は低く、EU加盟国中、24位となっている。一方、この分野の専門家の需要は拡大すると予測されている。同社の戦略・コミュニケーション担当のホルディンスキ氏は、ポーランド企業開発庁(PARP)の見積りでは、Industry4.0の実施のために2025年にはポーランドは、約20万人の専門家が必要になるとしている。

エネルギー・環境

グダンスクへの熱電併給プラント建設【24日】

23日、PGE Energia Ciepła は、グダンスクに建設する熱電併給プラントの定礎を行った。同投資は、8,000万ズロチ以上に及ぶ見込みとなっている。暖房産業は現在深い転換を経験しており、方向性は明確であり、燃料混合及びコジェネレーションへの投資であると同社のコロジアク CEO 代理は述べた。また自分達は暖房分野のリーダーであるが、産業界全体の環境変換のリーダーにもなりたいと同代理は述べた。

ガス政策関連動向【24日】

Jagiellonian Club の分析センターは、政府の2022年に向けたガス政策への提言を含む報告書をまとめた。同報告書は国家による企業のマネージ手法も含まれている。同報告書では2年後にバルティックパイプラインの完成を踏まえた再編を提案している。同社の CEO 代理は述べた。同提案には、PGNiG の完全民営化や家庭用ガスの自由化等が含まれている。

米国との原子力協力の見通し【23日】

10月、ポーランドと米国は、ポーランドにおける原子炉の建設、資金調達、開発等に関する協定に合意した。また、7月には、米国際開発金融公社 (DFC) が米による原子力投資の資金調達に対す

る制限を撤廃し、原子力建設計画に関する期待が高まっていた。

他方、ジャーマン・マーシャル基金ワルシャワ事務局によると、バイデン政権は、三海域イニシアチブのエネルギープロジェクトに関する、現在の政策を継続することが期待される一方、ポーランドの原子力協力に関する協力はビジネスベースで扱われる可能性があるとしている。10月に署名された協定に基づき、今後18か月を目処に、米国は、原子力発電所建設のパートナーの選択、資金調達等について報告書を作成するが、当該報告書に記載される条件が一致しない場合、計画が何年も停止する可能性がある。専門家によると、資金調達が大きな課題になる見込みである。

バイデン氏は、原子力の研究の支援を発表したが、米国のエネルギー転換において優先される可能性が最も高い技術として小型のモジュール式原子炉に言及した。

ガスパイプライン建設見通し【24日】

気候・環境省は、ポーランドのガス取引拠点化に向け、ガス市場関係者との協議を開始する。同省は、懸念されるリスク、法的障壁、市場見通し、取引規則、ガスインフラの使用最適化に関するアクセスなどを聴取し、関連法の整備を実施する。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテ

口が相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。11月9日から小学校及び高等教育機関においては、実務授業を除きリモート授業が義務化されています。また、幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。今措置については、国家警察本部が同義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行くと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

電話番号：22-696-5005(受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても

日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間(当面の間、入館を見合わせ中)

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しくお願いいたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【予定】 展覧会「Paradise 101」【11月15日～2021年12月14日】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「Paradise 101」が開催されます。ポーランドの写真家アーティスト、ヴォイチェフ・ヴィエテスカ(Wojciech Wieteska)によって撮影された、日本の平成時代の社会における変化を表現した写真展です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha、Marii Konopnickiej 26、30-302 Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/paradise-101>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (news@mail.mofa.go.jp)